

積算事業者 御中

番 号 わのわ第2号
名 称 高知県産トマトを活用したトマト加工施設改築工事

項 目	留 意 事 項 の 内 容	備 考
仮設工事	改装工事の範囲外（事務所・作業場）～改装工事区画との「仮囲い」を設置し、ほこりなどの対策をおこなう 仮設（電気・水道）設備は既存より分岐し、使用料金は発注者負担とする 仮設便所を敷地内に設置（工事関係者用）	
解体工事	騒音・粉塵などの対策として、床のはつり工事、浄化槽設置のための掘削工事などは、土曜又は日曜日の施工とする 解体工事の範囲については、工事区画内は概ね天井・壁面をスケルトン、床面は仕上げ材の剥離撤去 既存、浄化槽へのポンプアップ機器類は、埋設物以外を撤去し、污水配管についてはキャップ止めにて埋設物維持	
造作工事	床はつり工事の際は、地中梁の位置関係を確認し、地中梁を傷めないよう留意する 既存アルミサッシは現状維持の上、内部に壁造作とするが、ガラス面は内側よりフォグラスシート貼りとする アルミサッシ部分はコンパネ+ケイカル板+ルナライト貼り	
電気設備工事	既存分電盤は撤去、新設分電盤の設置（単相・三相・弱電） 照明の一部を既存の埋め込み型蛍光灯を再利用（電球・グロー等）は新規入替	
給排水設備	北側の側溝に放流となるが、東側幹線道路の側溝まで、側溝内の配管を敷設する 西側（裏面）の污水等の配管敷設（溝はつり）の後、アスファルトにて舗装、一部ガスボンベ台の設置（コンクリート）	
ガス工事	湯沸かし器の新設、ガス配管については、配管径路を現場にて再確認すること	
空調設備	既存エアコン再利用機器は、一旦、撤去し清掃した後、再設置とする（ドレーン経路の確認） 給気設備に関しては風量の変動を可とし、有圧換気扇と連動して作動すること	
厨房機器	既存の機器再利用の際は、一旦、撤去し清掃した後、再設置とする 大型厨房機器の搬入経路を確保すること	
その他	本工事は、改装工事の為、解体工事終了後に変更を余儀なくされる場合を想定すること 設計図書の不明な点やその他の質疑は、メールにて「質疑・応答」とし、参加者全員に配布する。	

現場・入札説明書

令和6年12月9日

1. 工事名称 **高知県産トマトを活用したトマト加工施設改築工事**
2. 工事場所 高知県高岡郡日高村沖名3-2
3. 工事範囲 設計図書の記載のとおり
 - * 設計図書（設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場・入札説明書及び質問回答書）による施工一式とする。
 - * 細部については、仕様書、添付図面に示された範囲並びに工事説明で示されていない事項についても、構造上、施工上若しくは技術上必要なものは、すべて技術的良識をもって、請負者の責任と負担において、遅滞なく施工する。
4. 施工条件
 - * 工事の範囲は、図示による。
 - * 作業（現場事務所での事務的作業を除く。）時間は原則として8時から17時迄とする。ただし、工事の内容によりこの時間により難しいときは、監督職員の承諾を得ること。
5. 火災保険等の加入
保険対象金額は工事規模・請負契約額に相応する内容とし、工事着手時期以前に加入すること。契約の終期は、工事完了予定日後30日以上とし、保険証書（火災保険証券）の写しを提出すること。
6. 申請手続 四国電力、ケーブルTV、消防等に関する関係官庁等への必要となる諸手続きは施工業者において速やかに行うこと。竣工前には施工業者において各種検査に合格すること。
7. 工사용電力
本工事における工事期間中の電力料金は、施主（注文者）の負担とする
※工事区域に関しては、仮設電源を確保し事務作業に影響の内容に留意する
8. 木材（構造材・造作材）の支給・地元雇用促進
本工事に使用する木材（型枠・木製建具を除く）は家具及び集成材を含め**高知県内産**の使用に努める。但しこれにより難しいものは監督員の承認を得て使用すること。
9. 工事監理者
この工事については、監督員業務の一部（工事監理業務）を第三者（設計者等）に委託します。
10. 場内通路 維持補修は別途工事（電気設備）（機械設備）と協議のうえ業者負担にて行う。
運搬道路 前面道路・運搬経路の道路は毎日点検し、整備、清掃及び散水を行うこと。
公道や指定場所以外には工事関係者の駐車をさせないこと。
11. 近隣関係 工事に関して発生する汚染水等の放流については河川や側溝等にそのまま放流することのないように事前に計画を立て適正に処理を行うこと。
やむを得ず振動・騒音の発生する工事については、近隣住宅側に対しこれを最小限にとどめるよう検討し、無振動工法の検討や防音措置を行う等近隣住民に配慮すること。

12. 揮発性有機化合物 (VOC)による室内空気汚染対策

本工事の施工対象区域内において室内の揮発性有機化合物 (VOC)の濃度測定が行われた場合 (別契約で実施された場合を含む) その測定対象物質の測定結果が厚生労働省が定める指針値を超えている場合は原則として本工事の引き渡しを行わないものとする。ただし次のいずれかに該当する場合は除く。

1. 何らかの対策が施された結果、指針値以下となったことが確認された場合。
2. 濃度測定の結果が本工事の施工により生じたもので無いことが明確である場合。

13. CADデータの貸与

本工事の設計CADデータの貸与を受けた場合、貸与したCADデータは本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図等の作成においてのみ使用してもよいこととし、それ以外の目的では使用してはならない。

また、当該CADデータは完成検査時まで全て返却することとし、請負者は契約履行期間中に複製を作成または再配布している場合は全て削除しなければならない。

14. 事前調査について

着工にあたり敷地内外の状況、工事に起因して被害が生じる恐れのある下記の事項等について、念入りに調査して対策をたてること。

1. 敷地内の状況、境界の確認と保持
2. 地下埋設物や、上空仮設物の確認と対策
3. 周辺や搬入道路等の影響調査と対策
4. 隣地、運搬道路等の状況と影響調査

上記の事項等で工事で影響が予想されるものは、関係者立会の上、工事着工前に写真撮影等の調査を行い、後日のために整理保存しておくこと。

15. 工事作業場及び安全について

本工事に際しては通行人に危険を及ぼさないよう交通標示、現場の整理等保全に充分留意すること。

工事期間中車両の出入り及び資材搬入出に際しては専任の交通誘導員を常駐させる等安全には万全を期すること。

16. 工事災害及公害の防止について

工事の施工に伴う災害の防止は関係法規に従い適切に処置すること。

公害の防止に努めること。

工事担当者の適切な注意をもってしても尚災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については監督員と協議すること。

17. 共通仮設等について

共通仮設費の別途工事との負担調整については、(建築主体) (電気設備) (機械設備) 請負者が協議調整すること。

その他別途工事等には無償にて共通仮設 (工事用水・工事用電力を含む) ・直接仮設 (足場等) を利用させること。

18. 定例工程打合せ等

別途関連工事も含め、毎週定期的に工程安全打合せ会を開く等、全体工程のスムーズな進捗に配慮することとし、その他の請負者も努めてこの会に参加、打合せをする。

打合せ会は努めて (建築主体) の請負者が開催し連絡調整、記録するものとする。

担当職員や工事監理者からの連絡事項等は (建築主体) 請負者がとりまとめ、(電気設備) (機械設備) 業者に連絡するものとする。

必要提出書類一覧表

必要数量

I. 契約前・工事着手前等

- | | | |
|--|----------------|-----|
| 1. 現場代理人・技術者届 ※資格証明書・経歴書共 | (契約前) | 1 部 |
| 2. 履行保証 | (契約前) | 1 部 |
| 3. 技術者就業状況報告書 | (契約前) | |
| 4. 請負代金内訳明細書
(提示した金抜き内訳書の項目明細順序に順応したもの、数量は請負者積算による細目別内訳明細書) | (契約締結後10日以内) | 2 部 |
| 5. 下請契約書の写し | (下請契約締結後14日以内) | |
| 6. 建退共掛金収納書届出書 | (契約締結後30日以内) | |
| 7. 工事着手届 | (速やかに) | 1 部 |
| 8. 総合工程表 (別途工事も配慮したネットワーク工程表で速やかに提出) | | 3 部 |
| 9. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出書 | (速やかに) | |
| 10. 火災保険・その他の保険証書の写し | (速やかに) | 1 部 |

II. 工事期間中 (施工に着手又は、下請け業者との契約又は、資材発注10日前までに提出)

- | | | |
|--|--|-----|
| 1. 下請業者予定一覧表承認願 | | 1 部 |
| 2. 主要資材発注先予定表承認願 | | |
| 3. 使用材料・器具承認願 | | |
| 4. 施工計画書承認願 (共通仕様書・建築工事監理指針によるもの) | | |
| 5. 各工事施工図承認願 | | 1 部 |
| 6. 色決定仕上表 (見本品提出) | | 1 部 |
| 7. 産業廃棄物処理関係承認願 (処理計画書・
運搬業者、処理施設業者との委託契約書の写し共) | | 1 部 |

III. 工事期間中

- | | | |
|-----------------------------------|--|-----|
| 1. 部分工程表 (月間工程表) 別途工事共協議したもの | | |
| 2. 工事進捗状況報告書 (月間) | | |
| 3. 打合せ内容議事録 | | 2 部 |
| 4. 上記の他工事監理者の求めに応じ各種材料検査試験表・工程写真等 | | 適宜 |
| 5. 施工体制台帳 (下請け契約書の写し共) | | |
| 6. 施工体系図 (上記と同じファイル綴じ) | | |

IV. 出来高検査時 (必要検査日10日前までに提出)

- | | | |
|---------------------------------------|--|--|
| 1. 工事内訳明細書 (出来高計算) | | |
| 2. 出来高検査願 | | |
| 3. 出来高写真 | | |
| 4. 出来高工事の管理書類(施工計画書・ミルシート・承認書類・工程写真等) | | |

V. 完了検査時

1. 完了届	(完了検査10日前までに提出)	1 部
2. 上記Ⅱ.提出の承認書類全て	(A4版ファイルに目次・見出を設けたもの)	1 部
3. 各種保証書	(上記と同じファイル綴じ)	1 部
4. 各種取り扱い説明書	(上記と同じファイル綴じ)	1 部
5. 施工体制台帳 (下請け契約書の写し共)	(上記と同じファイル綴じ)	
6. 施工体系図	(上記と同じファイル綴じ)	1 部
7. 鉄 筋	ミルシート	
8. "	圧接試験成績表・超音波探傷試験報告書	
9. コンクリート	配合報告書・各種試験成績報告書	
10. 鉄 骨	高力ボルト規格証明書・超音波探傷試験報告書	
11. 産業廃棄物処理関係	処理一覧表・マニフェスト他	1 部
12. "	全搬出車両の搬出時と処理場到着時の写真	1 部
13. 鍵、鍵目録	(key札に室名を書き込む)	1 部
14. 工程カラーサービス版写真	(A4版写真帖に整理して提出)	1 部
15. 完成L版写真	外観・内部諸室 アルバム綴じしたもの	1 部
16. 完成写真CDデータ	(上記と同じ内容のもの)	1 部
17. A2版竣工図製本	(表紙・背表紙黒文字入り) (設計原図訂正) 別途工事(電気設備)(機械設備)の竣工図といっしょに製本	
18. 竣工図CDデータ	(上記と同じ内容のもの)	1 部
19. A3縮小版竣工図製本	(表紙・背表紙黒文字入り) (設計原図訂正) 別途工事(電気設備)(機械設備)の竣工図といっしょに製本	1 部
20. 実施承認施工図CDデータ		1 部
21. 工事日報	(事前に様式を提出して承認を得ること)	
22. 実施工程表	(上記Ⅰ.の2.に赤黒対象したもの)	1 部
23. 木材利用実績調書・木材合法性証明書		
24. 各種取扱説明書	別途工事(電気設備)(機械設備)といっしょに綴じる	1 部
25. 上記提出書類目録		
26. 上記書類を全て収納出来るクリヤタイプ塩ビ製衣装ケース		1 式
以上		
※ 尚、監督員との協議により部分的に省略出来るものとする。		